

0. 東京湾水環境再生計画（案）（概要）

計画の目的

東京湾の水環境再生・創出に関する計画としては、東京湾及びその流域を対象とした「陸」から「海」までを含む広域の計画として「東京湾再生のための行動計画（平成 15 年 3 月）」（東京湾再生推進会議～関係省庁・関係都県市）が既に策定されている。国土交通省としても同計画に主体的に参画しており、その地方支分部局である関東地方整備局は同計画の実施にあたって重要な使命を帯びている。

このため、同計画を上位計画として尊重するとともに、様々な関係機関との連携により同計画を積極的に推進する立場から、関東地方整備局が主体的に進める東京湾の水環境再生・創出のための様々な施策をより一層推進することを目的として、概ね 10 年間の行動計画（平成 27 年目途）として「東京湾水環境再生計画（案）」を策定する。

基本姿勢

「現在よりも一歩でも前に」を基本姿勢とし、多様な主体との連携・協働により、東京湾の水環境を少しでも改善していくこととし、大きな施策に拘泥することなく、小規模あるいは部分的な施策であっても着実に効果のあがる施策展開にも努めるとともに、国民の目線が少しでも海／東京湾に向くよう行動し、海の愛好者（海ファン）を増やすように努力する。

計画の包括的目標

【計画の包括的目標】

都市の水環境に対する価値観を普遍的なものとし、人々があまねく海からの恵みを楽しめるよう、人と海の自然なつながりを取り戻し、多様な生物や文化を育み、良好な水環境が保たれている、東アジアのモデルとしての「美しく豊かな東京湾」の形成を推進する。

今後の取り組みの基本方向

東京湾の水環境は首都圏環境の指標（インデックス）の観点から、関東地方整備局が今後主体的に取り組む 3 つの基本方向を以下に示す。

- (1) 人と海のとつながりの再生・創出
 - 美しく豊かな東京湾の形成への共鳴・共感
 - 多様な主体との連携・協働によるビジョンの実現
 - 効果を共有する調査・モニタリング・技術開発
- (2) 良好な水環境の再生・創出
 - 「陸」における水環境の改善
 - 「海」における水環境の改善
 - 広域的・総合的な水環境の改善
- (3) 多様な生物の生息環境の再生・創出
 - 生物の生息場の改善
 - 湾内の生態系ネットワークを考慮した生物生息環境の改善

実現に向けた具体的施策

計画の包括的目標、今後の取り組みの基本方向に沿って、全体的かつ長期的な視点から、多様な主体との連携・協働のもと、施策の重点化・効率化を図った上で、あらゆる段階における環境配慮の標準化を基本としつつ、美しく豊かな東京湾の形成に向け、以下に示す 5 つの具体的施策（プラン）を推進していく。

- (1) 水質改善プラン
 - a) 下水道整備の推進と高度処理の積極導入による流入汚濁負荷対策
 - b) 河川浄化対策による汚濁負荷削減
 - c) 汚泥浚渫・覆砂による水質の改善
 - d) 深掘跡の埋戻しによる青潮等の対策

- e) 赤潮発生回数の減少に向けた技術開発
 - f) ダイオキシン類等の有害化学物質を含む底質の改善
 - g) バラスト水等による外来生物対策
 - h) 自然エネルギーの積極的な導入
- (2) 生物生息環境改善プラン
- a) 多自然型川づくりの推進
 - b) 環境配慮型構造の普及
 - c) 干潟・藻場・浅場等の保全・再生・創出
 - d) 既存施設の施設機能を高めた磯場・魚礁機能の創出
- (3) クリーンアッププラン
- a) 一般海域及び河川での浮遊ゴミ・油回収
 - b) 海岸清掃・河川敷清掃
 - c) ゴミ、自動車等の不法投棄対策
 - d) 放置艇対策
- (4) 水環境連携・協働プラン
- a) ビジョンを共有する計画づくりの推進
 - b) 関係行政機関の連携による環境対策の推進
 - c) 順応的管理手法の導入
 - d) 東京湾水環境の利活用の推進
 - e) 親しみやすい河川水辺整備の推進
 - f) 良好な海辺景観の形成
 - g) 海辺空間の開放と利活用
- (5) 調査・モニタリングプラン
- a) 定常的な海洋環境データの収集・解析・公表・蓄積
 - b) 海洋環境の調査・モニタリング
 - c) 河川環境の調査・モニタリング

効果の把握と評価

今後の取り組みの基本方向をもとに、概ね 10 年（平成 27 年目途）の直接的・間接的な行動目標として、

(1) 人と海のつながりの再生・創出の観点（人が海にふれあう親水空間の拠点数の増加等、6 項目）

(2) 良好な水環境の再生・創出の観点（COD、T-N、T-P 環境基準の達成率の向上等、6 項目）

(3) 多様な生物の生息環境の再生・創出の観点（生態系ネットワーク拠点数の増加等、6 項目）

の 3 つの観点において、効果把握のための暫定の評価指標（計 18 項目）を設定する。ただし、個々の指標に目標値を設定し、それぞれを単独に評価することはせず、3 つの観点から指標全体を総合的に評価することとする。

推進体制

東京湾は、市民・住民・漁業者・NPO・企業等と行政が、生活から社会経済活動のあらゆるレベルにおいて、対等に関わり合いながら成り立っているものであり、多様な主体との連携・協働により、ビジョンを共有しながら水環境の改善に努め、常に東京湾を全体的（ホリスティック）に捉えていくことが重要である。本計画（案）の提案により、東京湾の水環境を現在よりも少しでも良い方向に改善しようとするものであり、企画部～建政部～河川部～港湾空港部～関係事務所からなる局の体制を強化し、PDCA の流れに基づき、局の枢要的取り組みとして行動することとしたい。また、本計画（案）に対する関係者からの率直なご意見やご提案をお願いしたい。

（本件に関する問い合わせ先）

企画部 企画課 環境係

港湾空港部 海洋環境・海岸課 企画係

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/region/tokyobay/>

電話：048-600-1329

メール：tokyobay@ktr.mlit.go.jp

電話：045-211-7422